

## 第1回 隠岐圏域（島前）水害・土砂災害に関する減災対策協議会 議事概要（案）

1. 日 時 : 平成31年2月18日（月）14:00～15:40

2. 場 所 : 島前集合庁舎 第1、2会議室（隠岐郡西ノ島町）

3. 出 席 者

（協議会委員）

海士町 : 海士町長  
西ノ島町 : 西ノ島町長  
知夫村 : 知夫村長  
気象庁 : 松江地方气象台長  
島根県 : 隠岐支庁長  
島根県 : 隠岐支庁県土整備局長

（オブザーバー）

国土交通省 : 中国地方整備局河川部  
島根県 : 総務部隠岐支庁県民局  
島根県 : 防災部防災危機管理課（欠席）  
島根県 : 土木部河川課  
島根県 : 土木部砂防課

4. 協議会設立について

- 1) 水防災意識社会の再構築について（国土交通省中国地方整備局河川部）
- 2) 設立趣旨及び規約（事務局）

5. 議事

- 1) 減災のための目標について
  - ①現状の土砂災害リスク情報や取組状況（島根県土木部砂防課）
  - ②減災のための目標（事務局）
- 2) 今後の進め方について（事務局）

6. その他（情報提供）

- ・他圏域の減災対策の取組事例（島根県土木部河川課）
- ・土砂災害から命を守るための防災気象情報について（松江地方气象台）

## 7. 協議会設立について（結果）

事務局が提案した設立趣旨（案）及び規約（案）とも、修正なしで承認され、協議会が立ち上がった。規約の施行日は平成31年2月18日となった。

## 8. 議事結果

事務局が提案した減災のための目標（案）及び今後の進め方（案）を協議会に諮り、ともに修正なしで協議会構成員の賛同を得た。平成31年度の実施予定、今後のスケジュールについて理解を得るとともに、減災に向けて各機関が協力して取り組むことを確認した。事務局からは地域の取組方針（素案）も示し、次回協議会の議題となることを確認した。

## 9. 意見交換概要

### ○規約制定について

#### 【委員】

（西ノ島町長）

- ・第3条に「逃げ遅れによる人的被害をなくす」と記載してあるが、具体的にどういうことをするのか？

#### 【事務局】

（統括調整監）

ハード対策だけではどうしても限界があるため、ソフト対策の一例として、气象台長あるいは県土整備局長から町長へ、危険が迫っていることを直接電話する（ホットライン）など、タイムラインの作成を行います。

### ○レッド指定について

#### 【委員】

（県土整備局長）

島前三町村での進捗状況は？

#### 【事務方】

（島前事業部長）

現在、基礎調査を行っている段階です。調査業務は繰越す予定ですが、年度が明けて業務が完了したら早々に結果説明に伺いたいと思います。来年度末までには指定を完了したいと考えております。

**【委員】**

(西ノ島町長)

病院、人家、行政機関がレッド区域に入ったら、どうするのか？

**【オブザーバー】**

(砂防課管理監)

砂防施設、急傾斜対策施設を優先的に整備したいと考えます。しかしながら、ハード対策だけには頼れないので、住民にはとにかく早く逃げていただきたい。避難路の指定を行っていただくと、事業化が有利に進むので、避難路の指定も積極的に行っていただきたい。

○全体的に

**【委員】**

(知夫村長)

協議会は3島にまたがっている。広域的なフォロー（連携）体制の構築は考えられないか？

(西ノ島町長)

連携は大事であるが、どの島も被災しているかも知れない。

**【事務方】**

(県土整備局長)

3島の連携は非常に大事なことである。この協議会でどの様な体制がとれるか考えていきたい。また災害時は、隠岐地域の地区災害対策本部が立ち上がっている。そのトップの支庁長から一言お願いします。

(支庁長)

実際に被災すると、隠岐支庁には隠岐地区災害対策本部が立ち上がり、県庁、関係町村と連携して対策にあたります。台風が接近する場合には、あらかじめ県の職員が海士町あるいは知夫村に事前着島するなど危機に備えています。また、町村に派遣されるリエゾンも決めてあり、去年春には、訓練として島前三町村に出向き、土地勘を養うなど、万一の場合に備えています。

これらのことも、減災対策協議会と並行して引続き考えていきたいと思います。